

# 東京労働保険医療協会 個人情報の取扱い

会員(以下「甲」という。)から提供を受けた個人情報について、東京労働保険医療協会(以下「乙」という。)は、以下のとおり取扱うものとする。

## (目的・適用範囲)

第 1 条 本取扱いは、乙会則第 4 条 1 号・3 号(以下「原契約」という。)に基づき甲が乙に委託する業務のうち、労災診療費請求事務の指導・点検業務(以下「本件業務」という。)について、該当する個人情報の取扱い条件を定め、各条項を誠実に遵守することにより個人情報及を適切に保護することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 本取扱いにおいて、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、以下「法」という。)第 2 条第 1 項に定める「個人情報」のうち、以下の各号に該当するものをいうものとする。

- ①法第 16 条第 3 項に定める「個人データ」
- ②前号のほか、甲乙協議の上特に合意して定めた情報

## (個人データ等の取扱いの委託)

第 3 条 甲は、乙による本件業務の遂行上必要な最小限度において、個人データ等の取扱いを乙に委託するものとする。

## (個人データ等の秘密保持)

第 4 条 乙は、本件業務の遂行にあたり甲から取扱いを委託された個人データ等を、本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならない。

## (安全管理措置)

第 5 条 乙は、本件業務の遂行にあたり、個人データ等の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならない。

2. 乙は、前項に定める安全管理措置を徹底するため、本件業務の遂行にあたり個人データ等の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

## (従業者の監督)

第 6 条 乙は、自己の役員及び従業員(直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて本件業務に従事する者をいう。以下「従業者」という。)に対し、個人データ等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2. 乙は、本件業務の遂行上、実際に個人データ等を取扱う従業者の範囲を限定するものとし、当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(監査)

第 7 条 甲は、乙における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、乙に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、乙は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、甲の求めに応じるものとする。

2. 乙は、甲による監査が通常範囲を超えると判断するとき、甲乙協議の上、監査の受入れのために乙が要した費用を甲に請求することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 乙は、個人データ等の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに甲に報告するものとする。このとき、甲及び乙は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、個人データ等への漏えい等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、乙の本取扱いに違反する行為の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、損害発生の原因となった本件業務の対価を上限として、賠償の責任を負うものとする。

(免責)

第 10 条 乙は、第 5 条に定める安全管理措置を誠実に実施したこと、また、それにもかかわらず個人データ等の漏えい等の事故の発生を回避できなかったことを証明できる場合、その範囲内において、前条に定める損害賠償の責任を免れるものとする。

(有効期間)

第 14 条 本取扱いの有効期間は、本件業務の開始日から本件業務の終了日までとする。

(個人データ等の消去)

第 15 条 乙は、本件業務が終了したとき、甲より取扱いを委託された個人データ等(その複製物を含む。)の全部を記録媒体から消去しなければならない。

(協議)

第 18 条 本取扱いに定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

個人情報に関するお問い合わせ・ご要望等は、

東京労働保険医療協会 個人データ等の取扱いに関する管理責任者 松原 真吾

03-5577-2960 までお寄せください。